

<一般の紙巻たばこ>

平成30年10月1日から3段階で引上げを実施します。

(1,000本あたり)

実施期間 区分	改正前	平成30年10月1日	平成32年10月1日	平成33年10月1日
たばこ税	6,122円	6,622円	7,122円	7,622円
県たばこ税	860円	930円	1,000円	1,070円
市たばこ税	5,262円	5,692円	6,122円	6,552円
合計	12,244円	13,244円	14,244円	15,244円

<旧3級品の紙巻たばこ>

平成30年4月1日改正の後、3段階で引上げを実施します。

(1,000本あたり)

実施期間 区分	平成30年4月1日 (注1)	平成31年10月1日	平成32年10月1日	平成33年10月1日
たばこ税	4,656円	6,622円	7,122円	7,622円
県たばこ税	656円	930円	1,000円	1,070円
市たばこ税	4,000円	5,692円	6,122円	6,552円
合計	9,312円	13,244円	14,244円	15,244円

区分:たばこ税は国税、県たばこ税および市たばこ税は地方税です。

(注1)平成27年度税制改正によって改正されるものです。

※旧3級品・・・わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレット

<加熱式たばこ>

平成30年10月1日以降、「重量」と「価格」により課税される方式となり、課税方式への見直しは5年間(平成30年から平成34年まで)かけて段階的に行われます。

※加熱式たばこ・・・アイコス、グロー、プルームテック

◇お知らせ◇

税率の引上げに伴い、税率引上げ時点において、販売業者等が販売のために所持している一定数以上のたばこについて、手持品課税を実施します。